

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【合同訓令】

○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正

（県例規集登載）

危機管理課

【告示】

○ 岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱の一部改正

経営支援課

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正

〃

○ 収納代理金融機関の指定の一部改正

会計課

（以上県例規集登載）

○ 令和二年度県統計調査の実施

統計分析課

○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の一部改正

総務学事課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

○ 家畜検査の実施

畜産課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 〃

○ 漁船保険付保義務の消滅

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

○ 都市計画事業の事業計画の変更認可

○ 〃

【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 土地改良事業の工事完了

○ 公共測量の終了

○ 道路の位置の指定

○ 二級建築士の免許の取消し

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 〃

○ 〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

完了

【企業局】

○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

総務企画課

○ 岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

〃

<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県局用自動車管理規程の一部改正 (以上県例規集登載) 【教育委員会】 ○ 岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県費負担教職員人事評価規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会事務関係職員人事評価規程の一部改正 ○ 岡山県立学校の校長、教員等人事評価規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会事務関係職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正 	目次
<p style="text-align: center;">〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p> <p style="text-align: center;">教育委員会</p>	担当課(室)
<p style="text-align: center;">(以上県例規集登載)</p>	目次
	担当課(室)

岡山県訓令

岡山県企業訓令

◎ 岡山県教育委員会訓令 第一号

岡山県警察訓令

岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程

令和二年三月二十四日

岡山県訓令	岡山県企業訓令	昭和五十七年	岡山県訓令
			第二号
			岡山県教育委員会訓令
			岡山県警察訓令

の一部を次のように改正する。

別表第一中「班長又は」を「班長若しくは災害の状況に応じて本部長が指名する職員又は」に、「総合政策局内各所属職員及び人事課員」を「総合政策局内及び総務部内各所属職員」に改める。

別表第二中「県庁舎」を「県庁舎及び県庁分庁舎」に、

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関する事。 |
| 2 | 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関する事。 |
| 3 | 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関する事。 |
| 4 | 有料道路の無料化措置に関する事。 |

を

岡山県知事	伊原 隆太
岡山県公営企業管理者	佐藤 一雄
岡山県教育委員会	桐原 弘毅
岡山県警察本部長	

庁	出	企	教	警
中	先			察
一	機	業	育	
般		局	本	
		庁	部	
		関		

- 1 災害時における保健福祉部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 保健福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 災害救助法適用事務の総括に関すること。
- 4 災害救助法に基づく強制権発動、立入検査等に関すること。
- 5 災害救助基金に関すること。
- 6 被災者生活再建支援法に関すること。
- 7 義援金の募集分配に関すること。
- 8 地方本部（健康福祉部及び保健部）との連絡調整に関すること。
- 9 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- 10 救援物資の備蓄に関すること。

- 1 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関すること。
- 4 有料道路の無料化措置に関すること。
- 5 県民局庁舎及び地域事務所庁舎の被害状況の取りまとめに関すること。
- 6 関係省庁の視察対応に関すること（県民生活部が所管するものに限る。）。
- 7 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（県民生活部が所管するものに限る。）。

- 5 関係省庁の視察対応に関すること（県民生活部が所管するものに限る。）。
- 6 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（県民生活部が所管するものに限る。）。

に、「災害時におけるばい煙」を「ばい煙」に、

- を
- 1 災害時における保健福祉部の総括及び連絡調整に関すること。
 - 2 保健福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
 - 3 災害救助法適用事務の総括に関すること。
 - 4 災害救助法に基づく強制権発動、立入検査等に関すること。
 - 5 災害救助基金に関すること。
 - 6 被災者生活再建支援法に関すること。
 - 7 義援金の募集分配に関すること。
 - 8 地方本部（健康福祉部及び保健部）との連絡調整に関すること。
 - 9 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
 - 10 救援物資の備蓄に関すること。

- 11 保健師等の派遣調整に関すること。
- 12 災害時健康危機管理支援チームの派遣調整に関すること。
- 13 県災害保健医療調整本部に関すること（保健分野の総括及び組織の運営）。
- 14 関係省庁の視察対応に関すること（保健福祉部が所管するものに限る。）。

に改め、「歯科医師、」の下に「栄養士及び」を加え、

- 1 応急仮設住宅の建設及び建設作業の指導監督に関すること。
- 2 公営住宅への一時入居に関すること。
- 3 住宅応急支援窓口の設置に関すること。
- 4 公営住宅の被害状況の取りまとめに関すること。

を

- 1 応急仮設住宅の建設及び建設作業の指導監督に関すること。
- 2 公営住宅への一時入居に関すること。
- 3 住宅応急支援窓口の設置に関すること。
- 4 公営住宅の被害状況の取りまとめに関すること。
- 5 借上型仮設住宅の供与に関すること。

に、

- 1 企業部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 2 発電施設及び工業用水道施設の被害状況調査、応急措置及び原状回復等に関すること。
- 3 災害時における総括及び連絡調整に関すること。

を

- 1 災害時における企業部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 企業部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 発電施設及び工業用水道施設の被害状況調査、応急措置及び原状回復等に関すること。

4 関係省庁の視察対応に関する事（企業部が所管するものに限る。）

に、「り災証明書発行及び住家被害認定調査」を「り災証明書の発行及び住家被害認定調査の支援」に改める。

4 関係省庁の視察対応に関する事（企業部が所管するものに限る。）

別表第三中

- 1 災害広報に関する事。
- 2 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事。
- 3 災害時における火薬類の保安に関する事。
- 4 県防災行政無線の運用に関する事。
- 5 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関する事。
- 6 防災管理部の応援に関する事。
- 7 り災地における廃棄物の処理に関する事。

を

- 1 災害広報に関する事。
- 2 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事。
- 3 災害時における火薬類の保安に関する事。
- 4 県防災行政無線の運用に関する事。
- 5 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関する事。
- 6 防災管理部の応援に関する事。
- 7 り災地における廃棄物の処理に関する事。
- 8 政府調査団の現地における受入れ調整に関する事。

に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第四百十三号

岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱（平成十六年岡山県告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第中「~~第8条~~」を「~~第14条~~」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百四十四号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 事業継続力強化等関連保証 中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する事業継続力強化関連保証又は同法第五十五条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証をいう。

第二条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 事業承継特別保証 事業承継特別保証制度要綱（二〇一九一二七中庁第四号）に基づく信用保証制度をいう。

第四条第一号中「別表第一号」を「別表第一号及び第七号」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 別表第七号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）にあつては、事業承継特別保証を受けること。

第四条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 別表第九号に掲げる資金の融資を受けようとする者が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 別表第九号の融資の対象者の欄1に該当する場合 危機関連保証を受けること。

ロ 別表第九号の融資の対象者の欄6に該当する場合 事業継続力強化等関連保証を受けること。

第六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 別表第九号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄6に該当する者に限る。）は、あらかじめ、中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画を作成し、同項に規定する経済産業大臣の認定を受け、又は同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画を作成し、同項に規定する経済産業大臣の認定を受けなければならない。

第八条中「及び金融機関」を「経済産業大臣の認定書（同表第九号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄6に該当する者に限る。）及び金融機関）」に改める。

別表第一号中「2月以内」を「2月以内（産業競争力強化法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者は6月以内）」に改め、同表第二号中

「
 必要に応じ保証付き
 回上
 」を
 「
 必要に応じ保証付き
 回上
 」に改め、同表第三号中

「
 回上
 回上
 」を
 「
 回上
 保証付き
 」に改め、同表第四号中

「
 必要に応じ保証付き
 回上
 」を
 「
 必要に応じ保証付き
 回上
 」に改め、同表第五号中

「
 回上
 」を
 「
 回上
 」に改め、同表第七号中

「
 2 事業承継計画に従い、事業承継を行う者
 3 事業承継特別保証の対象となる者
 」を
 「
 2 事業承継計画に従い、事業承継を行う者
 事業承継に必要な運転資金及び設備資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。）
 」に改め、同表第八号中

「
 」

(1) 融資の対象者が1又は2である場合は、事業承継に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。)

(2) 融資の対象者3である場合は、事業承継に必要な運転資金、設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。)及び知事が別に定める既往の借入金の返済資金

10年以内(2年以内。ただし、融資の対象者が3である場合は、1年以内)

同上

同上	金融機関又は保証協会の定
----	--------------

付表1のとおりただし、融資の対象者が3であつて	金融機関又は保証協会の定めるところによる。
-------------------------	-----------------------

(3) 融資の対象者が5である場合は、防災対策の実施に必要な資金

(4) 融資の対象者が6である場合は、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の実施に必要な資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。）

〽「5まで」や「6まで」〽

付表1のとおりで、ただし、融資の対象者が1又は2である場合は、年0.80%	同上	保証付き
---------------------------------------	----	------

や

付表1のとおりで、ただし、融資の対象者が1又は2である場合は、年0.80%	同上	同上
付表1のとおりで、ただし、融資の対象者が6		

に於

令和 2 年 3 月 2 4 日 岡山県公報 第 1 2 1 7 9 号

_____」

 _____」

である場
 合は、年
 0.70%

める。

付表三の次に次の一表を加える。

付表 4

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	0.80	0.70	0.59	0.49	0.42	0.41	0.40	0.30	0.20

(単位：%)

備考 付表 1 の備考の規定は、この表について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（令和二年三月三十一日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金を含む。）については、なお従前の例による。

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第四百十五号

平成二年岡山県告示第二百号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表中

<p>岡山市農業協同組合 岡山東農業協同組合 倉敷かさや農業協同組合 岡山西農業協同組合 びほく農業協同組合 阿新農業協同組合 真庭農業協同組合 津山農業協同組合 勝英農業協同組合</p>	<p>マルチペイメントネットワークを利用した方法以外の方法に係る収納の事務については、岡山県内に所在する農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号、第三号及び第十号の事業を併せ行う本所、支所及び出張所に限る。</p>
<p>岡山市農業協同組合 晴れの国岡山農業協同組合</p>	<p>マルチペイメントネットワークを利用した方法以外の方法に係る収納の事務については、岡山県内に所在する農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号、第三号及び第十号の事業を併せ行う本所、支所及び出張所に限る。</p>

を

に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第四百十六号

令和二年度において、次の県統計調査を実施する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）を作成するための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

生産、出荷及び在庫の数量

(2) その基準となる期日又は期間

毎月末日

4 報告を求める者

2の事業所のうち約五十事業所

5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

6 報告を求める期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めると事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間
毎月

4 報告を求めると者

県内全市町村長

5 報告を求めるとために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求めると期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光施策立案のための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所的主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求めると事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めると事項

ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、居住地、性別、年齢、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光に来たきっかけ及び旅行の満足度

(2) その基準となる期日又は期間

- ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと
- イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度
- 4 報告を求める者

(1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等のうち約八百の観光地点等の管理者又は主催者

- (2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約七千人
- 5 報告を求めるために用いる方法

(1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、郵送調査、オンライン調査、電話調査及びフアクシミリ調査

(2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

- 6 報告を求める期間
- 毎四半期

- 7 実施部課名
- 産業労働部観光課

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第四百十七号

平成十八年岡山県告示第二百二十二号（簡易な方法による開示請求をすることができ
る個人情報（指定）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表岡山県職員選考職採用試験の項及び岡山県任期付職員選考採用試験の項から岡山県
育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員選考採用試験の項までの規定中「（当該試
験の不合格者及び第二次試験の受験者に係るものに限る。）」を削り、同表中知的障害
のある人を対象とした岡山県非常勤職員採用試験の項及び非常勤職員（岡山移住推進員
（ハレクニぐらしコンシェルジュ））採用試験の項から非常勤職員（岡南飛行場管理事
務支援嘱託員）採用試験の項までを削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援支給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月
坂本クリニック	津山市高野本郷1257-6	R2.1.1
椋代歯科医院	苫田郡鏡野町古川416-1	R2.1.1
大ケ池診療所	備前市大内571-1	R2.1.25
あおば薬局	津山市宮尾285-21	R2.2.1
しおつか泌尿器科クリニック	総社市金井戸168-1	R2.2.1
さとう消化器肛門外科	笠岡市笠岡字絵下谷4101-1	R2.2.22

◎岡山県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
坂本クリニック	津山市高野本郷1257-6	R1.12.31
椋代歯科医院	苫田郡鏡野町古川416-1	R1.12.31
大ケ池診療所	備前市大内571-1	R2.1.24
しおつか泌尿器科クリニック	総社市金井戸168-1	R2.1.31
グリーンフューチャー株式会社勝央薬局	勝田郡勝央町岡40-8	R2.1.31

◎岡山県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	グリーンフューチャー株式会社	埼玉県入間郡三芳町北永井997-7	勝央薬局	勝田郡勝央町岡40-8	R2.1.31
介護予防事業者	グリーンフューチャー株式会社	埼玉県入間郡三芳町北永井997-7	勝央薬局	勝田郡勝央町岡40-8	R2.1.31

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、平成三十一年四月一日以降に輸入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、令和二年四月一日以降に導入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項方法の欄1、2及び5に規定する検査の方法

二 ブルセラ病検査

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ病（牛の場合）の項方法の欄1から3までに規定する検査の方法

三 結核病検査

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一結核病の項方法の欄1に規定する検査の方法

四 家きんサルモネラ感染症検査（サルモネラ・プロラムに係るものに限る。）

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏（以下「種鶏等」という。）のうち、次の(1)及び(2)に掲げるもの

(1) 雌雄とも、ロット当たりの感染率が五パーセント以上の場合に九十五パーセン

トの確率で抗体を検出することが可能な羽数（最大五十九羽）の、週齢が満九週

以上の種鶏等

(2) (1)に掲げる種鶏等に係る検査で陽性鶏が摘発されたときは、飼養する種鶏等の全羽

- 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
急速凝集反応法

五 腐蛆病検査

- 1 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
肉眼検査

六 伝達性海綿状脳症検査

- 1 実施の目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
省令第九条第二項第五号に掲げる牛の死体及び同項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
省令別表第一伝達性海綿状脳症の項方法の欄1及び2に規定する検査の方法

七 アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

令和元年十一月から令和二年四月までに生まれた牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

原則として令和二年六月下旬、八月中旬、九月中旬、十月中旬及び十一月中旬

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験又は寒天ゲル内沈降反応）

八 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家きん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん

(2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査

九 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

1 実施の目的

牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

遺伝子検査

十 豚繁殖・呼吸障害症候群

1 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

感染率二十五パーセントとした場合に信頼度九十五パーセントで少なくとも一頭から抗体検出が可能な頭数の肥育・育成豚又は繁殖豚

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

抗体検査

十一 豚熱

1 実施の目的

豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

十二 アフリカ豚熱

1 実施の目的

アフリカ豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

小田郡矢掛町横谷字大平三三三一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

井原市木之子町字道山五三六四の一、五三七〇、五三七一、五三七二の二、五三九三、五三九八の二、五四〇三の二、五四五三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道山五三七一・五三七二の二・五三九三・五三九八の二・五四〇三の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五三七〇

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百五十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十八年岡山県告示第百七十一号（下津井加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和二年三月二十一日限り、消滅した。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

加入区の名称 下津井加入区

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一七九号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市北原字段亀山西四六三番九地先から 美作市北原字橋本四六五番一地先まで	新	一一・六〇 一六・二	一〇二・五
美作市北原字段亀山西四六三番九地先から 美作市北原字橋本四六五番一地先まで	旧	九・六〇 一六・二	一〇二・五

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一七九号	美作市北原字段亀山西四六三番九地先から美作市北原字橋本四六五番一地先まで	令和二年三月二十四日 (十五時)

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

玉島長尾上之町峠地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市玉島長尾字峠二一三二番一	一号
〃	二号
〃	三号
〃	四号及び五号
〃	六号から九号まで
〃	十号
〃	十一号
〃	十二号
〃	十三号
〃	十四号
〃	十五号
〃	十六号
〃	十七号及び十八号

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十七年三月十日付け岡山県告示第百十二号で告示した津山広域都市計画道路路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	津山市	事業の種類及び名称	津山広域都市計画道路 路事業 三・四・津十 総社川崎線	事業施行期間	平成二十二年三月二十 四日から 令和七年三月三十一日 まで	事業 業 地	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
------------	-----	-----------	--------------------------------------	--------	--	--------------	------------------------------

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十七年三月十日付け岡山県告示第百十三号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市	施行者の 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
岡山県南広域都市計 画道路事業 三・三・岡三百九 上石井岩井線		平成二十年三月二十一 日から 令和七年三月三十一日 まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

〔一〇二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年三月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ゆいか

三 代表者の氏名

福原 寛人

四 主たる事務所の所在地

津山市近長六四一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、児童福祉法第六条の三第一項に掲げる者その他概ね満二十歳未満の者（以下「児童等」という。）に対して、児童自立生活援助事業、就職支援に関する事業、及びボクシングその他のスポーツ事業を行い児童等の自活及び就労支援に寄与し、もって、子どもの健全育成及び地域福祉の増進を図ることを目的とする。

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

〔二〇三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイウエストランド店

所在地 津山市院庄九〇九一ー一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活共同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 名称 エスマート院庄店

住所 津山市院庄九〇九一ー一ほか

（変更後） 名称 マルイウエストランド店

住所 津山市院庄九〇九一ー一ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社エスマート

住所 鳥取県鳥取市湖山町北三丁目三〇三

代表者の氏名 代表取締役 矢野 弘之

イ 名称 株式会社スクラムコーポレーション

住所 大阪府大阪市中央区南本町三丁目二番一七号

代表者の氏名 代表取締役 江崎 禅

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

ウ 名称 新規出店のため追加

(変更後)

ア 退店のため削除

イ 退店のため削除

ウ 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

4 変更年月日

令和二年二月二十二日

二 届出年月日

令和二年三月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年三月二十四日から同年七月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

〔二〇四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

令和二年三月二十四日

事業主体	地区名	工種	完了年月日	岡山県知事
児島湾土地改良区	西七区支線102号	かんがい排水	令和二・二・二一	伊原木 隆 太
〃	西七区支線128号	〃	〃	
〃	北七区支線30号	〃	〃	
〃	大曲舗装2	農道舗装	令和二・二・一九	

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

〔一〇五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和二年三月十日	終了年月日

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

〔一〇六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日	番 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メートル)	道 路 の 延 長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇三七号 令和二年三月十三日		都窪郡早島町早島字東山二四四九番 一、二四四九番一地先水路	六・〇〇	五三・二二

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

〔一〇七〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和二年三月十七日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

安岡 勇 二級建築士 第二二四六号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

〔二〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府前二三〇―二五、二三〇―二六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区御津野々口三三五―一〇三

高井 雄輔

三 許可番号

岡山県指令建指第二七八号

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

〔二〇九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市尾谷字ゴミ入一―二八―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市河本八一七―一ラツフィナート・ピアツツァI一〇五号室

藤原 行一

三 許可番号

岡山県指令建指第二八八号

〔一一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市上市瀬字上中河原三三六、三四一、三四六一、三四六一二、字下原三三九、三四二一、字下河三四〇、字大田三四三一、下市瀬字拾六谷一〇六〇一、字下原一〇六一、一〇六二、一〇六三一、一〇六三二、一〇六四一、一〇六四二、一〇六五一一、一〇六五一二、字上河原一〇六六一、一〇六六一二、一〇六六一三、字妙市一〇六八一、一〇六八一二、一〇六八一三、一〇六八一五、一〇六八一六、一〇六八一八、一〇七二二、字川田一〇七一一、一〇七一一二、一〇七一一三、一〇七一一五、一〇七一一六、一〇七一一〇、一〇七一一一、一〇七一一三、一〇七一一四、字野向一〇七三一、一〇七三二三、字野白一〇七四一一、上市瀬字下原三三九から三四二一まで道、字下河三四〇から字下原三四二一まで道、字上中河原三三六から字下河三四〇まで水路、下市瀬字下原一〇六五一一から字妙市一〇六八一まで水路、字下原一〇六三一から字妙市一〇六八一三まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

真庭市落合垂水二五一

医療法人社団井口会

理事長 井口 大助

三 許可番号

岡山県指令建指第三七六号

〔一一一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市上市瀬字上中河原三三六、三四一、三四六一、三四六一二、字下原三三九、三四二一、字下河三四〇、字大田三四三一、下市瀬字拾六谷一〇六一、字下原一〇六一、一〇六二、一〇六三一、一〇六三二、一〇六四一、一〇六四二、一〇六五一一、一〇六五一二、字上河原一〇六六一、一〇六六一二、一〇六六一三、字妙市一〇六八一、一〇六八一二、一〇六八一三、一〇六八一五、一〇六八一六、一〇六八一八、一〇七二二、字川田一〇七一一、一〇七一一二、一〇七一一三、一〇七一一五、一〇七一一六、一〇七一一〇、一〇七一一一、一〇七一一三、一〇七一一四、字野向一〇七三一、一〇七三二三、字野白一〇七四一一、上市瀬字下原三三九から三四二一まで道、字下河三四〇から字下原三四二一まで道、字上中河原三三六から字下河三四〇まで水路、下市瀬字下原一〇六五一一から字妙市一〇六八一まで水路、字下原一〇六三一から字妙市一〇六八一三まで水路

二 公共施設の種類

道路、水路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

真庭市落合垂水二五一

医療法人社団井口会

理事長 井口 大助

五 許可番号

岡山県指令建指第三七六号

◎岡山県企業管理規程第六号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第七号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)3の項35中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県企業訓令第2号

企 業 局 一 般

岡山県局用自動車管理規程（昭和五十年岡山県企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

第十一条第一号中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政情報公開条例施行規則（平成八年岡山県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。

別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第二号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項ただし書中「引き続き更に一年の範囲内で」を「通算して二年まで」に改め、同条に次の一項を加える。

7 校長は、第三項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の生徒又は学齢児以外の生徒等を除籍することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第三十五条第三項及び第七項の規定は、この規則の施行の日以後に岡山県立学校に入学する者から適用する。

◎岡山県教育委員会規則第三号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。

別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第四号

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則

岡山県総合教育センター規則（平成十九年岡山県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 総務課
- 二 企画部
- 三 研修部
- 四 教育支援部

第三条第二項中「教育経営部」を「企画部」に改め、同項第一号中「研修計画及び研究計画」を「センターの業務の総合企画及び調整」に改め、同条第三項中「教科教育部」を「研修部」に改め、「特別活動」の下に「における指導、情報化に対応した教育、生徒指導、特別支援教育」を加え、「（第六項に規定するものを除く。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 教育支援部は、生徒指導及び特別支援教育等に関する教育相談の実施並びに調査研究及び援助に関する事務（前二項に規定するものを除く。）を分掌する。
第三条第五項及び第六項を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県県費負担教職員人事評価規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県県費負担教職員人事評価規則の一部を改正する規則

岡山県県費負担教職員人事評価規則（平成二十八年岡山県教育委員会規則第十号）の

一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「地方公務員法第二十二条第二項の規定により臨時的任用をされた県費負担教職員であつて人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないものその他」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第六号

岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年岡山県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

第二条第一項中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に改める。

第三条第一項中「第四十七条の六第二項第四号」を「第四十七条の五第二項第四号」に改める。

第四条第一項中「第四十七条の六第四項」を「第四十七条の五第四項」に改める。

第五条中「第四十七条の六第六項」を「第四十七条の五第六項」に改める。

第六条第一項中「第四十七条の六第七項」を「第四十七条の五第七項」に改める。

第十五条中「第四十七条の六第九項」を「第四十七条の五第九項」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第1号

岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和三十六年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

第二十一条第一項を削り、同条第二項中「証明書」を「身分証明書」に、「に限る」を「又は様式第六号の二。以下「証明書」という」に改め、「交付し」を削り、「学校長が」を「学校長が職員の申請により」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に職員がこの訓令による改正前の岡山県教育委員会職員の服務規程により交付されている身分証明書は、その有効期間が経過するまでは、この訓令による改正後の岡山県教育委員会職員の服務規程の相当条項により交付されたものとみなす。

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県教育委員会訓令第2号

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

別表第二中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員、臨時的任用職員及び任期付職員」に改める。

別表第三中「及び臨時的任用職員」を「、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び任期付職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第3号

岡山県教育委員会事務関係職員人事評価規程（平成二十四年岡山県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

第一条中「第二十三条の二第一項」を「以下「法」という。」第二十三条の二第一項に、「同法」を「法」に、「これら」を「その結果」に改める。

第二条中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十二条の二第一項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて任期が三月に満たないもの又は週当たり勤務時間が十五時間三十分未満のものは、人事評価の対象としないことができる。

第三条第一項中「人事評価は」を「会計年度任用職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の人事評価は」に改め、同条第二項中「前項」を「同項」に、「職員」を「一般職員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員の人事評価は、その任期中一回行うものとし、その任期に係る人事評価として最終評価を行うものとする。

第四条第二項中「人事評価」を「一般職員の人事評価」に、「第七条第三項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員の人事評価は、自己評価及び別に定める評価者による評価により行うものとする。

第五条第一項中「職員で」を「一般職員で」に、「職員（」を「もの（」に改め、同条第二項中「職員に」を「一般職員に」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員に対する実績評価は、目標に対する業務の実施状況等により行うものとする。

第六条第二項中「職員は」を「一般職員は」に改め、同条第五項中「職員」を「一般職員」に改め、同条に次の二項を加える。

6 会計年度任用職員は、その任期を起算する日を基準日として実績評価に用いる目標を定め、評価者に提出するものとする。

7 前項に規定する提出を受けた評価者は、同項の目標の内容について確認した上で、

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

当該目標について原則として当該会計年度任用職員と面談を行い、必要に応じて当該目標の修正を指示するものとする。

第七条第一項中「職員」を「一般職員」に、「自ら実績評価」を「実績評価に係る自己評価」に改め、同条第四項中「職員」を「当該一般職員」に改め、同条に次の二項を加える。

5 会計年度任用職員は、原則として十二月一日を基準日とし、実績評価に係る自己評価を行い、その結果を評価者に提出するものとする。

6 前項に規定する提出を受けた評価者は、実績評価に係る評価を行った上で、原則として当該会計年度任用職員と面談を行い、その結果を書面により交付するものとする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第4号

岡山県立学校の校長、教員等人事評価規程（平成二十八年岡山県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

第二条ただし書中「地方公務員法第二十二條第二項の規定により臨時的任用をされた教員等であつて人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないものその他」を削る。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月24日 岡山県公報 第12179号

◎岡山県教育委員会訓令第5号

岡山県教育委員会事務関係職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年岡山県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

第一条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。